

●B 業務における「正社員」「非正規雇用労働者」の定義

B 業務の成果指標における「正社員」「非正規雇用労働者」は次のとおり。

(1) 正社員の場合

次の①から④を全て満たす条件で雇用された労働者をいう。

- ① 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。
- ② 派遣労働者でないこと。
- ③ 1 週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の 1 週間の所定労働時間と同一のものとして雇用される労働者であること。
- ④ 労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた通常の労働者と同じ賃金制度が適用されている労働者であること。

なお、上記を満たす条件で非正規から正規に転換した労働者も実績に含めて良いものとする。

(2) 非正規雇用労働者の場合

(1) で定める正社員でない者のうち、次の①から⑤の全てを満たす条件で雇用された労働者をいう。

- ① 期間の定めのない労働契約を締結している労働者又は期間の定めのある労働契約であって契約期間満了後原則として更新する旨の労働契約を締結している労働者であること。
- ② 派遣労働者でないこと。
- ③ 週所定労働時間が 20 時間以上の労働者であること。
- ④ 同一労働同一賃金の観点から、同一の事業主に雇用される正社員との間で不合理な待遇差が生じていない労働者であること。
- ⑤ 当該非正規雇用労働者が適用される正社員転換制度を導入している又は導入する予定である事業所に雇用されている労働者であること。

●B 業務における「良質な雇用」の定義

B 業務の成果指標における「良質な雇用」は以下のとおり。

(1) 正社員の場合

次の①および②をいずれも満たす条件の雇用をいう。

① (ア) または (イ) いずれかの基準を満たした場合

(ア) 就労期間における所定内給与額の 1 ヶ月当たりの平均額が 250.1 千円以上であること。

(イ) 前職（直近のものに限る。）または、処遇改善前の月所定内給与額が 5%以上上昇したこと。

② 月平均所定外労働時間が 20 時間以下であること。

(2) 非正規雇用労働者の場合

次の①および②をいずれも満たす条件の雇用をいう。

① 就労期間において支払われた所定内給与額の 1 ヶ月当たりの平均額が、次に掲げる計算式により算出された額を上回っていること。

$250,100 \text{ 円} \times (\text{週所定労働時間} / \text{同一事業主に雇用される正社員の週所定労働時間})$

② 月平均所定外労働時間が次に掲げる算式をもって計算した数を下回っていること。

$20 \text{ 時間} \times (\text{当該非正規雇用労働者の週所定労働時間} / \text{同一の事業主に雇用される正社員の週所定労働時間})$

※ただし、財源である厚生労働省「地域活性化雇用創造プロジェクト」の実施要領に基づき、年度途中で変更する可能性がある。実績の定義については、大阪府と協議のうえ決定すること。